

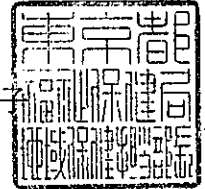


30 福保保国第115号  
平成30年4月25日

各道府県国民健康保険主管部長 殿

東京都福祉保健局地域保健担当部長

本多 由紀子



東京写真材料国民健康保険組合の解散について（通知）

標記の件について、別添の東京都告示第639号のとおり、国民健康保険法第32条第1項第4号の理由により解散しましたので通知します。

つきましては、関係機関への周知について御配慮をお願いします。

なお、解散の詳細につきましては、下記のとおりです。

記

- 1 国民健康保険組合の名称  
東京写真材料国民健康保険組合
- 2 事務所の所在地  
東京都千代田区神田小川町2丁目3番地M&Cビル
- 3 組合の地区  
東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域
- 4 解散の理由  
東京技芸国民健康保険組合と合併のため
- 5 解散年月日  
平成30年3月31日

担 当

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉保健局保健政策部

国民健康保険課国民健康保険組合指導担当

電話 03-5320-4168（直通）

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 行政書士法による行政処分……………(総務局行政部振興企画課)……………一
- 特定商取引に関する法律による行政処分……………(生活文化局消費生活部取引指導課)……………一
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 国民健康保険組合の解散……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………二
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(同)……………二
- 河川保全区域の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………三

### 告示(選)

- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………五
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………五
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

### 公告

- 特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………五
- 国土調査の成果の認証……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………六
- マンション再生まちづくり推進地区の指定……………(都市整備局住宅政策推進部マンション課)……………六
- 建設業者に関する公告……………(都市整備局市街地建築部建設業課)……………八
- 開発行為に関する工事完了(四件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………八
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………三
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………三
- 水道料金の減免措置の期間の延長……………(水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………(下水道局)……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(同)……………三
- 下水道料金の減免措置の期間の延長……………(同)……………三

## 告示

●東京都告示第六百三十五号  
 行政書士法(昭和二十六年法律第四号。以下「法」という。)第十四条の規定による行政処分について、法第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
  - (一) 氏名 関 一郎
  - (二) 事務所の名称 関行政書士事務所
  - (三) 事務所の所在地 豊島区池袋二丁目四十九番十三号 杉山ビル三階
  - (四) 所属 東京都行政書士会
  - (五) 登録番号 第〇一〇八一九九五号
- 二 処分年月日 平成三十年三月十五日
- 三 処分の内容 戒告
- 四 適用条文 法第十条及び第十三条

●東京都告示第六百三十六号  
 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号。以下「改正法」という。)附則第二條第四項によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律

第五十七号。以下「旧法」という。) 第八条第一項の規定による行政処分について、改正法による改正後の特定商取引に関する法律(以下「新法」という。) 第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
  - (一) 名称 株式会社 Sky Rise
  - (二) 代表者氏名 川畑 翔太
  - (三) 主たる事務 神奈川県海老名市今里一丁目六番三十
  - 所の所在地 六号
- 二 処分年月日 平成三十年三月十三日
- 三 処分の内容
  - (六箇月間) 新法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。
  - (一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。
  - (二) 役務提供契約の申込みを受けること。
  - (三) 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 旧法第八条第一項

●東京都告示第六百三十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該

宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 商号 株式会社 Establish firms
- 二 代表者氏名 代表取締役 田中 真
- 三 主たる事務 渋谷区代々木一丁目三十二番十五号第三
- 所の所在地 白倉ビル三階
- 四 免許証番号 東京都知事(1)第九八一五一号
- 五 免許年月日 平成二十七年七月二十四日

●東京都告示第六百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

平成三十年四月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年三月二十二日	青梅市師岡町二丁目二十八番一及び同番三の各一部	延長 二七・〇八 幅員 四・〇〇

●東京都告示第六百三十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十二条第一項第四号の理由により、東京写真材料国民健康保険組合が解散したため、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十五条の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 国民健康保険組合の名称 東京写真材料国民健康保険組合
- 二 事務所の所在地 東京都千代田区神田小川町二丁目3番地M&Cビル
- 三 解散年月日 平成三十年三月三十一日

●東京都告示第六百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七条第二項の規定により、東京技芸国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月十六日

東京都知事 小池 百合子

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
組合員の範囲に係るもの	第5条 組合員は、東京都内の事業所において技芸の事業に従事する者で、第3条の地区内に住	第5条 組合員は、東京都内の事業所において以下の各号の事業又は業務に従事する者で、当該	平成三十年四月一日